

元禄〜正徳期、徳山藩の経済統計

吉 積 久 年

当館架蔵の徳山毛利家文庫(徳山藩々政史料群)「御蔵本日記」一二〇〇余冊の解読作業をここ十有年余進めているが、その成果の一端として先に「元禄期の徳山藩——『御蔵本日記』を読む——」^①を著わした。当該日記から抽出される米価や銀と銭の為替相場、諸々の物価などを紹介したのであったが、間欠的残存にとどまる史料であつてみれば自ずと限界もあつた。そこで、今回は同文庫の他史料の力も借りて、よりデータを充実させるとともに、宝永・正徳期と時間幅も拡げてみることにした。

主要物価と為替

物価の中で最も稠密にデータをのこすのが、やはり米価である(表1)。銀一〇〇目当りの米遣い量の動向を概括すると、二石台であつたものが元禄十年(一六九七)からは一石台に定着、正徳期には一石を割込むといった図である。大豆相場の動き(表2)も、長期的上昇傾向の図と映る。

酒価のデータは表3のとおり。代銀でみれば、これも上昇を辿つたことがわかる。

表4 銭相場(銀銭爲替) 単位:文

Table with 4 columns: 年月日, 銀1匁当り, 備考. Contains exchange rate data from 元禄7 to 正徳5.

表2 大豆価(銀100目当り) 単位:石

Table with 4 columns: 年月日, 相場, 備考. Contains soybean price data from 元禄2 to 正徳3.

表1 米価(銀100目当り)

単位:石

Table with 4 columns: 年月日, 米価, 備考. Contains rice price data from 元禄元 to 元禄13.

Table with 4 columns: 年月日, 米価, 備考. Contains rice price data from 元禄14 to 正徳4.

表5 油価(1升当り)単位:匁 ※括弧は代米(単位:升)

Table with 4 columns: 年月日, 胡麻油, 灯油. Contains oil price data from 元禄2 to 正徳6.

表3 酒価 単位:匁

Table with 4 columns: 年月日, 一升当りの代銀, 備考. Contains sake price data from 元禄2 to 正徳4.

そこで、つぎに銀に対する銭の為替相場を窺ってみる（表4）。元禄八年・宝永三年・正徳元年に相次で銀貨改鑄が実施され、品位低下という問題が生じていた。元禄後期・宝永期と正徳期との間には二倍もの開きが生じている。正徳二年十一月二十九日の記事、蔵本の蔵に数十年來収納されてきた古銭二〇貫八〇五文をこのままでは朽損するばかり、銭相場の高騰を睨んで大坂での売却を実行、結局一七貫五四五文について（残りは悪銭として売れず）銀にして三六九匁一分六厘（一匁当り約四七・五文）で売却を果たしたことが見える。

正徳期の騰貴

表5は油価の動向を示したものである。藩御用の油買上げ価格が毎年二回入札形式で決定されていた。正徳期の異常な高騰ぶりが顕著である。正徳二年七月、翌八月からの灯油価を一升四・七匁と入札で決定しながら、八月から高騰し出し和市で五・五匁から七匁までにはね上ったため年末の精算時では六匁に調整、翌年七月でも落札価五・九匁のところ和市で一〇・五匁に達するとして七・四八匁で調整されている（「御手紙控」）。

宝永六年九月二日の記事に、下松の妙見祭礼の流鏝馬行事において、射手の賃銀が従来五匁で安く、射手のなり手がないとして三倍の一五匁に改めること、あわせて馬飼料代も三匁から五匁に変更するとある。

正徳期の賃銀改定には以下のものがある。大工一匁三分、萱葺一匁が各二分の増額（正徳二年十二月十八日の記事）、船大工作料も従来額は不明だが同じく二分増額（同二十六日の記事）。同三年正月十七日の記事には、藩作事方日用夫の集まりが芳しくないとして、二文を三文に改めるとしたためられている。また、「大坂奉書控（録）」によると、諸物価高騰を理由に、大坂までの紙と米の運送賃が一匁当り一匁と一匁当り三朱八味に改められているし（正徳

四年十一月三日付け、「元禄七年分御物成米銀現請拵大縛之写」による米運送賃は一石当り四朱）、大坂における紙の蔵納仲仕賃が一丸当り二厘から四厘に値上げされている（同六年二月二十三日付け）。

「金銀直段違之大変出来候と乍申夥敷相違、其故大分之御入増苦々敷存候、今度東西御道中銀御定之外於大坂式十貫目御道中方へ請取候得共猶不足式十貫目余と相見候、然は御道中銀右之御入増古今珍敷事御座候」（正徳二年五月十三日）、「其元（江戸）御留守月次銀御定拾貳貫目にてハ諸色高直之御不足可有之間、当五月六月両月分増銀壹ヶ月四貫目宛大坂仕送り」（同五年四月二十日）とは、「江戸御奉書控」に見える文章だし、「逸史」にも「宝永二ツ宝三ツ宝四ツ宝之印ニ而段々銀悪敷相成候：税夫諸色五わり切高直相成申候、渡り物之類に織物巻物惣して糸類菓種ニ至迄一倍之上り、物ニより二増三増倍ニ相成申候」（同年四月）、「銭壹匁今朝まで五十文遣仰付候、八月以来以之外間候へ共五十文遣ニ而被指置候処ニ二両日已來広島之商人參候而徳山町二宿をかり銭四拾六文ニ買可申候由申候通ニ付、九月廿六日より壹匁ニ銭四拾六文遣ニ被仰付候事」（同九月）などがある。

諸物価

「御手紙控」及び「大坂奉書控」におびただしい品々の買上げ値段が書上げられている。その一端を抽出したのが表6―1―4である。また、表7は「御手紙控」及び「御蔵本日記」に見える防長両国内の特産品について抽出したものである。いずれの物価も大概に右肩上りをなす中で、ほぼ不変の物価が一つ筆者の目にとまった。抹香、時鐘のために徳山藩では二つの定香盤がこの頃設けられており、その焼香として抹香があった。毎年未次年一年分の抹香高を確認の上、買上げ価格が決定されていた。大月が一ヶ月一斗六升当り、小月が同じく一斗五升四合五勺当りとい

Table with columns for year (元, 禄, 13, 元, 禄, 14, 元, 禄, 15), month, and detailed inventory items such as '武器方用吉野漆', '船手用燈油', '襦袢', etc.

表6-1 諸物価表 (注) 当て字などほほ原文どおりに表記 単位: 匁

Table with columns for year (元, 禄, 4, 元, 禄, 7, 元, 禄, 8, 元, 禄, 11, 元, 禄, 13), month, and detailed inventory items such as '船手用檜皮', '三度土器', '奈古大用火用', etc.

Table with columns for year (e.g., 宝永, 正徳), month, and item descriptions with quantities and prices. Includes items like '石地蔵', '居間用丈二真書筆', '煎茶', etc.

Table with columns for year (e.g., 元禄, 宝永), month, and item descriptions with quantities and prices. Includes items like '琥珀', '客屋用砂糖', '龍胆', '白胡椒', etc.

表6-2 食品類の価格

年月日	大根	牛蒡	山芋	小豆	椎茸	昆布	鰯	蜀黍	豆腐	奈良漬	白蜜	その他
元禄4. 2. 4	30本 0.45	7把 0.75	20本 4	5合 0.75	5把 3.5	5把 3.5	5把 11	5把 9.5	10把 55	100把 0.3	100把 0.3	茄子6本=1.5、葱3合=0.39、豆1合=0.045、玉子5=0.32、辛子5本=0.2
元禄7. 10. 18												鰯1升=0.35
元禄8. 12. 22	30本 0.5		20本 4		5合 0.75	5把 2.5	5把 9.5					
元禄9. 6. 13					5把 7.5	5把 7.5	10把 55					
元禄11. 7. 28	3本 0.1	3把 0.33		1合 0.05	1合 0.15							
元禄13. 2. 16	10本 0.7	5把 1.25		3合 0.25	3枚 0.18							
3. 12	20本 1.23	(大)10把 3.5	30本 6	1升 0.75	2.5升 6.25	5枚 0.3	20丁 1	1丁 1.5	10把 5			茄子6本=1.5、葱3合=0.39、豆1合=0.045、玉子5=0.32、辛子5本=0.2 黒大豆1升・小豆5合=1.11 中菜5把=0.75、萩海苔4枚=1、芥子2合=0.6、生薬1合=0.05、 藤2把半=0.75、栗2合=0.8、黒豆5合=0.35 枝折150=2.1、湯葉20本=2.6、岩茸2升=1.6、木海藻1升=1.8、干菜30=0.9 干菜1連=0.3、山椒5=0.1、蓬葱20本=7、干葱2把=3、蝦苔5合=1.25 燗菜1把=0.3、五加木1把=0.3、独活50=1、くろみ半把=0.6、 檜柑10=0.1、胡椒5合=1.35、寒天2=0.4、青海苔2把=0.6、 大栗70=2.8、干赤芋藪1把=0.3、黄粉5合=0.5、栗糠茄子50=4、 栲茶3合=0.9
12. 10	粗漉15本 0.75	1把 0.3					10丁 0.43					
12. 21		7把 1.05			1合 0.2	2枚 0.2						
元禄15. 正. 19		7把 3.4	1升 0.5		3合 0.4		1丁 0.075	1丁 0.075	2把 0.12			干菜10=0.2、青豆1合=0.07、海苔6枚=0.9 人参1把=0.1、糖柑7=0.1、大栗20=0.3、荖茸3本=0.2、豆1合=0.05
3. 15		3把 0.9			3.2升 2.13		9丁 0.77	9丁 0.77	5把 0.3			
5. 16	干豆5本 0.3				1.5合 0.1	1合 0.2			(彩)5把 0.23			藤2合=0.4、玉子3=0.17
5. 29	5把 0.45								(彩)5把 0.25			
8. 16	5把 0.45								50把 0.4			
同8. 12												
正徳4. 9. 4												

単位：匁

価格単位：匁

表6-3 魚類など海産物の買数と価格

年月日	小鯛	烏賊	鱈	鱈	めぼる	鱈	鱈	中海鼠	鱈	その他
元禄11. 7. 28	4 0.6	1 0.1	5 3.5	新50	27 1.5	2 0.5		10 0.5	2 1.28	鱈2=0.2、えい1=0.5、小海老少し=0.1
元禄13. 4. 9		2 0.15							12 6.6	
11. 13					3 0.4				2 0.9	
12. 10	2 1.55									
12. 21	4 0.5							50 1.3	1 0.6	鰯1=0.5、そへ15=0.5、鱈1=0.4、なまこ30=0.6
元禄15. 正. 19								2把 0.5	1 0.7	大鯛3=2.1、なまこ3=0.1、さざ220=0.5 白身鰯50目=1、鰯20=0.5、くろみ半把=0.3
2. 29				月後3 27						鰯10=16.5、鱈3=24.6
3. 15				30 0.4				1 0.25		干鰯目鰯5=0.35
4. 朔	3 1.2	6(+新海老) 0.7						13 10.6	5 0.25	こち5=1.5、さざ223=0.5
5. 16								1把 0.4	1 0.7	
8. 16	3 0.3							1 0.9	1 0.7	まな鱈1=0.8、大鯛1=0.2、大かれい4=4.5 鰯・烏賊・小海老=1.5
宝永同8. 23									60 63	からすみ3丁=9、海月9枚=7.2、貝3升=2.4、海菜類3升=4.8

元禄〜正徳期、徳山藩の経済統計（吉積）

表6-4 調味料等の価格

単位：匁

年月日	味噌	醤油	酢	塩	胡麻油	茶	砂糖
元禄9. 9. 10	2貫目 2.2	2升 1.4				1斤 1.4	
10. 17	2貫目 2.2	2.3升 1.65			3合 0.2	煎1斤 2.4	
元禄11. 5. 10	2.5貫目 2.75	2.45升 1.6					
7. 28	赤1.3貫目 1.56	1.7升 1.275					
元禄13. 2. 16	2貫目 3	1.75升 1.75	1升 0.4			煎1斤 1.5	
3. 12	白2.5貫目 5.5	4.5升 3.15	1升 0.35	1升 0.15	2.5合 1.3	煎3.5斤 5.25	1斤 2
11. 13		1升 0.8		1俵 1.1		煎1.5斤 1.5	1斤 1.4
12. 21	白0.5貫目 1	1.2升 1.02	1.5升 0.6				
	赤1.6貫目 2.65						
元禄15. 正. 19	赤1貫目 1.5	2升 1.7	1升 0.4				
8. 16	赤1貫目 1.4	1.5升 1.27	1升 0.4				
正徳3. 4. 4	2.25貫目 4.5			1升 0.35			
正徳4. 9. 26	1貫目 3					煎1斤 2.2	

表7 防長特産品の価格 単位：匁

年月日	内容
元禄7. 6. 22	於山口、絹綱60=30、鼻革(頭掛とも)60=16.2※
元禄8. 11. 22	下関青石硯1=6
元禄9. 正. 23	下関硯5面=15(播磨屋権兵衛)
2. 8	船木櫛10対=15
元禄14. 12. 28	松本焼茶碗10=7.5
元禄15. 2. 朔	江戸御用女櫛25具=50(船木櫛屋助右衛門)
2. 7	参勤居間用萩焼茶碗(上)54=40.5、(中)124=80.6
2. 23	三ノ瀬焼花入5=6、薄茶碗25=15
2. 27	御前用船木櫛15具=10
宝永4. 8. 15	居間用紫石硯屏(大森土佐作)1=60
正徳2. 10. 14	江戸御用深川焼茶碗350=420
正徳4. 2. 15	船木櫛1具=5※
正徳6. 閏2. 28	萩焼茶碗150=225(茶碗屋平兵衛)

注)※は「御蔵本日記」による

表8 朝鮮人参の買付 単位：匁

年月日	内容	年月日	内容
元禄4. 2. 15	蔵本御用買置代375.4	宝永4. 3. 13	(正味10匁)930
元禄8. 3. 17	(13匁)590	5. 3	(正味5匁)580
元禄9. 3. 朔	(大半匁)10.75	6. 12	(正味1匁)23.2、若殿用
元禄13. 11. 13	(1匁)23	7. 20	(21匁5分)301、下松ノ有吉屋利右衛門より
3. 3	(5匁)490、蔵本買	8. 16	(1匁5分)28.95、若殿用・蔵本仕置分
4. 16	(5匁)480、蔵本買	8. 23	(10匁)450.0、長崎より
8. 18	(5匁)550、蔵本買	宝永6. 9. 16	(正味3匁)99.0、兄弟3人様用
11. 28	(5匁)1,250、客屋用	宝永7. 2. 4	(正味1匁2分)33.6、姫様用
元禄14. 12. 7	(5匁)23.6	2. 5	(正味1匁)28.0、中部屋用
元禄15. 正. 22	(5匁)23.6、姫様用	5. 19	(正味1匁)29.0、中部屋用
3. 6	(正味5匁)120、中部屋用	閏8. 14	(正味1匁)26.0、中部屋用
3. 24	(正味48.5匁)465.5、長崎ノ竹島久兵衛より	正徳元. 5. 4	(正味4匁)109.2、姫様・中部屋用
4. 10	(大1匁)125、亀屋甚右衛門より	5. 15	(正味2匁)54.6、中部屋用
5. 9	(10匁)480、長崎ノ善七より	5. 27	(正味2匁)53.2、中部屋用
12. 26	(5匁)685、蔵本買	正徳2. 12. 19	(2匁)59.0、中部屋侍下り薬用
宝永2. 2. 16	(1匁)26.0、若殿用	正徳3. 12. 15	(4.6匁)182.16 (2匁)58 (5匁)150 } 当夏御部屋宮内様用
3. 16	(1匁)26.0、若殿用	正徳4. 11. 27	(4匁)124.2/13~6/14御部屋様用
4. 5	(上1匁5分)39.0、若殿用	正徳5. 3. 5	(1匁)46.5、御部屋様用
閏4. 24	(正味1匁)24.4、中部屋宮内殿用	4. 晦	(2匁)152、御部屋様用
5. 6	(正味1匁)24.4、宮内殿用	正徳6. 閏2. 10	(正味12匁)558、居間用
6. 13	(上1匁)25.0、若殿用	閏2. 17地	(1匁)46.5、御部屋様用
7. 2	(上2匁)50.0、若殿用	5. 朔	(2匁)152、殿様持参
8. 16	(1匁5分)37.5、若殿用		

う定まりで、元禄九年分一・八九三石で代銀一五・七七匁。これが、正徳五年分でも全く不変である。

表8は、薬用として大変珍重された朝鮮人参の買付け状況をまとめたものである。

飛脚と情報伝達

賃銀関連で比較的拾われるのが飛脚賃である。徳山↓大坂の急用飛脚の例で、五日雇いで銀五〇目(元禄十一年八月十六日の記事)、六日雇いで四〇目(同十五年正月十二日と同十六年十月二十一日の記事)。

こういう話がある。元禄三年五月二十七日の記事、「山本六太夫……今度陸道中十日切りニ御指下し候處二道中能かせき殊之外早く着仕候ニ付為御褒美銀子百目被遣候」。この前日の記事を見ると、山本六太夫は五月十八日江戸を出立、指示より一日早く足掛け九日で徳山に到着していることが判明する。二代藩主毛利元賢がこのとき生死の間にある、安否と家督相続を気遣った飛脚の往来がとくに頻繁だったときのエピソードである。同人について、「譜録」(山本彦右衛門家)によれば、徒士格の家で禄高二〇石どり、ときに二十歳半ばであった。

元禄十四年十一月七日の記事には、同月二日大坂を発った飛脚の報として、十月二十七日と十一月朔日の米二俵半の相場が七五匁と七八匁であることが書留められている。

宝永三年七月十八日の記事。山陽道を使って長崎から江戸へ伝達運送される幕府御用の荷物が、十四、五年前には年間僅かに三〇五ヶであったものが、去々年は約二〇〇ヶ、去年は約二四〇ヶにも達し、今年はずでに約二〇〇ヶに及び、一度に一七、八〇二五、六ヶにもなり、かつ一〇回に七、八回は夜中であるとの実態が明記せられ、これの対策として徳山と富海の送り番を一名増員させる旨のことがしたためられる。確実に早く情報を伝達し、小物を輸送す

表9 遠石祭市運上銀高

年号(西曆)	運上銀高	米勘算
元禄3 (1690)	601.58	15.04
元禄5 (1692)	303.128	6.97
元禄6 (1693)	304.86	7.32
元禄9 (1696)	418.4	5.44
元禄10 (1697)	314.02	5.34
元禄11 (1698)	175.64	2.99
元禄12 (1699)	185.15	2.31
元禄13 (1700)	272.44	4.09
元禄16 (1703)	152.94	1.15
宝永5 (1708)	156.955	2.20
宝永6 (1709)	216.47	2.71
宝永7 (1710)	134.15	2.15
正徳4 (1714)	2,428.78	17.00

表10 浦運上銀高の推移

	下松浦	徳山・遠石浦	富田3浦	富海浦	奈古浦	大井湊
期 間	元禄2, 8~ 同5, 12 (42ヶ月)	元禄2, 5~ 同5, 7 (40ヶ月)	元禄3, 3~ 同6, 正 (25ヶ月)	元禄2, 9~ 同5, 12 (37ヶ月)	元禄3, 8~ 同4, 7 (12ヶ月)	元禄10, 8~ 同12, 7 (24ヶ月)
運上高	7,511.612	24,763.076	11,977.649	869.28	254.58	46.2
(月平均)	(178.85)	(619.08)	(479.11)	(23.49)	(21.22)	(1.93)
期 間	元禄7, 2~ 同8, 9 (21ヶ月)	元禄9, 2~ 同13, 3 (32ヶ月)	元禄9, 8~ 同11, 正 (19ヶ月)	元禄8, 3~ 同9, 8 (18ヶ月)	元禄10, 8~ 同12, 7 (24ヶ月)	
運上高	4,206.549	30,074.63	7,408.54	82.24	659.32	
(月平均)	(200.31)	(578.36)	(389.92)	(4.57)	(27.47)	
期 間	元禄8, 10~ 同12, 12 (53ヶ月)		元禄13, 4~ 同15, 3 (24ヶ月)	元禄10, 8~ 同13, 3 (33ヶ月)		
運上高	9,694.919		6,566.84	111.99		
(月平均)	(182.92)		(273.62)	(3.39)		
期 間		宝永4, 9~ 同5, 8 (13ヶ月)	徳山・富海浦 元禄14, 4~ 同17, 3 (32ヶ月)			
運上高		5,986.37	2,396.0			
(月平均)		(460.49)	(199.67)			
期 間	宝永6, 10~ 同7, 9 (13ヶ月)	正徳2, 12~ 同3, 正 (2ヶ月)	宝永6, 3~ 同7, 6 (16ヶ月)	宝永6, 3~ 同7, 6 (16ヶ月)		
運上高	2,415.51	2,834.2	1,045.21	39.83		
(月平均)	(185.81)	(1,417.1)	—	(2.49)		

る手段としては海路より陸路の方が尊ばれ出したことを示唆する話と考えられる。^⑤

遠石祭市運上銀

八月十五日から九月初旬まで催された遠石八幡宮祭礼にことよせて行われた祭市において展開された売買商品に課せられた運上銀高の動きが表9のように辿れる。^⑥元禄三年・正徳四年と他の年との間に大きな隔りがある。正徳四年の急騰は、前記のように物価・質銀の暴騰のさまを想定し得る。^⑦

浦運上銀

「上勘留」という史料がある。御勘渡奉書に分類されているもので、わずか三冊、元禄二年から十三年まで(一部欠落)にとどまるが、その内容たるや大変子細なものがある。藩各役方における出費や運上取立高などが、ときに月を追って書上げられている。右の遠石祭市運上銀についても、この史料をもって運上高はもとより課された商品の量までが把握されるのである。

同じように、徳山領内浦々における月々の運上高と商品量が把握される。南前に東から下松・遠石・徳山・富田・富海、北前に奈古・大井の浦々があった。なお、富田については、三浦とも称され、川崎・富田古市・福川の浦からなっていたし、遠石については徳山に含まれて語られるのが一般であった。

表10は、「上勘留」および「御蔵本日記」で確かめられる徳山藩領内全浦の、断片的だが連続する期間でとりまとめた運上高である。

表11-2 元禄8~13年南前月々浦運上銀

単位：匁

年月	下松浦	徳山・遠石浦	富田3浦	富海浦	計
元禄8. 10	147.585				
11	244.085				
12	426.54				
元禄9. 正	220.38				
2	118.684	269.1			
3	202.64	472.34			
4	136.47	638.83			
5	146.885	889.97			
6	125.57	214.15			
7	79.13	223.07			
8	140.7	402.01	321.0		863.71
9	154.395	562.25	354.74		1,071.385
10	131.745	352.79	227.71		712.245
11	247.885	114.22	205.61		567.715
12	249.13	694.54	151.19		1,094.86
元禄10. 正	266.698	895.31	500.45		1,662.458
2	371.68	1,439.72	489.77		2,301.17
閏2	389.07	1,586.58	531.77		2,507.42
3	221.375	702.84	768.76		1,692.975
4	95.1	891.38	450.61		1,437.09
5	135.995	502.84	529.19		1,168.025
6	152.33	348.07	308.83		809.23
7	117.767	301.62	520.06		939.447
8	330.415	639.97	248.94	11.6	1,219.325
9	382.2	358.54	391.53		1,132.27
10	190.09	318.62	116.17		624.88
11	260.2	679.76	229.57	5.4	1,169.53
12	474.31	1,085.25	497.59		2,057.15
元禄11. 正	325.78	1,302.57	565.05		2,193.4
2	172.9	407.66		4.75	
3	76.11	762.49			
4	101.745	599.44			
5	70.145	422.66			
6	90.54	686.96		9.5	
7	74.3	315.02			
8	271.23	701.73			
9	118.78	379.52		9.7	
10	119.88	82.71			
11	216.3	397.38			
12	184.52	854.87		1.6	
元禄12. 正	155.28	802.12			
2	243.39	651.73			
3	142.83	882.94			
4	85.79	754.33		26.1	
5	104.71	552.48			
6	41.46	502.47			
7	34.125	212.21			
8	65.0	243.18			
9	97.3	454.8			
閏9	224.94	371.06		28.69	
10	214.73	184.1			
11	79.52	540.67			
12	224.56	684.31			
元禄13. 正		875.31			
2		368.83		14.65	
3		497.31			
月平均	182.92	578.36	389.92	3.39	

注) 計は富海浦を除く、※は2月10日までの分、よって月平均から除外

元禄~正徳期、徳山藩の経済統計(吉積)

七九

表11-1 元禄2~6年南前月々浦運上銀

単位：匁

年月	下松浦	徳山・遠石浦	富田3浦	富海浦	計
元禄2. 5		298.5			
6		490.07			
7		414.85			
8	188.43	524.18			
9	356.58	466.1		79.84	
10	335.21	326.98		35.7	
11	115.277	485.21		18.69	
12	183.5	481.15		6.6	
元禄3. 正	120.535	845.46		4.25	
2	113.03	220.5		34.15	
3	131.6	690.23	865.65	17.66	1,705.14
4	118.88	806.29	566.83	17.14	1,509.14
5	101.85	703.16	459.88		
6	144.29	415.71	451.412	6.68	
7	359.73	289.6	405.81	7.73	1,062.87
8	130.57	391.25	601.15	2.86	1,125.83
9	339.01	656.119	669.275	189.17	1,853.574
10	234.91	428.7	362.9	58.53	1,085.04
11	134.58	195.58	246.74	9.6	586.5
12	82.23	691.39	253.72	20.37	1,047.71
元禄4. 正	80.86	1,059.35	584.99	3.6	1,728.8
2	66.275	1,257.38		16.7	
3	95.06	1,009.65		8.5	
4	45.06	1,023.53		7.6	
5	79.915	924.06		7.4	
6	48.95	348.34		6.4	
7	408.69	483.385	(7/22~8/29)	0	
8	131.35	393.8	839.85	21.76	1,386.76
閏8	333.61	464.13	558.88	66.88	1,423.5
9	130.69	659.675	517.85		1,308.215
10	181.4	378.8	211.33		771.53
11	64.23	810.0	522.89		1,397.12
12	357.94	1,598.02	491.95		2,447.91
元禄5. 正	343.78	1,010.14	629.28	8.4	1,991.6
2	228.63	957.53	605.13	10.32	1,801.61
3	141.99	919.93	692.2	4.48	1,758.6
4	50.22	745.182	465.33	6.56	1,267.292
5	103.51	445.17	271.58	0	820.26
6	93.89	246.35	326.16	14.36	680.76
7	155.55	207.625	321.28	4.2	688.655
8	397.13		691.46	6.7	
9	136.46		364.17	98.4	
10	160.755		314.739	33.75	
11	198.345		150.8	26.21	
12	287.11		332.925	8.09	
元禄6. 正	※377.82		785.358		
月平均	178.85	619.08	479.11	23.49	

元禄~正徳期、徳山藩の経済統計(吉積)

七八

表12-5 富田3浦運上内訳 (元禄5~6年)

Table with columns for year/month, paper type, and various goods like oil, cloth, and lumber. Includes sub-totals for average and specific periods.

表12-6 富田3浦運上内訳 (元禄9~11年)

Table with columns for year/month, paper type, and various goods like oil, cloth, and lumber. Includes sub-totals for average and specific periods.

表12-7 富海浦運上内訳 (元禄5年)

Table with columns for year/month, paper type, and various goods like oil, cloth, and lumber. Includes sub-totals for average and specific periods.

注) 5月はなし

表12-8 富海浦運上内訳 (元禄10~12年)

Table with columns for year/month, paper type, and various goods like oil, cloth, and lumber. Includes sub-totals for average and specific periods.

「御書出控」によれば、元禄二年九月晦日、翌十月朔日から浦々において次の八品目について運上を課す旨の沙汰が出されている。玉藍六貫目につき銀三分(ただし一〇〇目以上)、味噌一〇貫目につき二分(同五〇〇目以上)、胡麻五斗入一俵につき三分(同一斗以上)、木地一〇〇膳につき五分(同一〇膳以上)、木地引益・食次の類一〇〇につき六分(同一〇以上)、灰五斗入一俵につき二・五分(同一斗以上)、たばこ一〇〇斤につき五分(同一〇斤以上)、大小麦五斗入一俵につき一分(同一斗以上)というもの。これは、課税対象品目として新たに設定されたものと考えられ、運上銀取立の拡大策であったろうし、一方でこれらの商品の流通量の増大という一面もあつたはずである。元禄期はこの八品目を含め二五品目(酒・油は樽の大きさ毎に一品目として)ほどに限られている。因みに、後年延享元年(一七四四)には課税対象品目が二二〇に達している。

表11-1・2は、南前諸浦の元禄二〜六年と同八〜十三年の月々の運上銀高の推移を示している。季節的には、體的に年末年始の高が高い。また、経年的には、お膝元の徳山浦を除く浦々では漸減傾向にあると映る。短期的には、元禄四年と十年が大きな伸長を作っている。

表12-1〜8は、南前各浦の月々の品目毎の課税対象総額である。

さて、ここで留意したいのは、総流通額が判然と承知されるものの、これが出入のいずれなのか、その確認がむづかしいということである。例えば木地について、富田三浦の領内周辺にこれを産地とするところはなく、後背の萩領徳山方面から搬出された商品であると考えられる。

表13は、必ずしもデータが揃わないが、各品目毎に年次量として集約させたものである。

表13 各品目の年次課税対象額

() は月平均

品目	年	元禄 5 年	元禄 9 年	元禄 10 年	元禄 11 年	元禄 12 年
半	紙	5,796 ^丸 (552.0)	3,940 (422.1)	14,954 (1,150.3)	6,191 (651.7)	6,353 (488.7)
ち	り紙	2,390 ^丸 (227.6)	1,780 (190.7)	2,918 (224.5)	1,995 (210.0)	1,789 (137.6)
新	木	31,104 ^俵 (2,962.2)	34,467 (3,692.9)	53,335 (4,102.7)	29,866 (3,143.8)	40,734 (3,133.4)
炭	木	17,988 ^俵 (1,713.1)	21,670 (2,321.8)	18,575 (1,428.8)	12,801 (1,347.5)	15,824 (1,217.2)
油	綿	6,618 ^俵 (630.3)	2,231 (239.0)	2,800 (215.4)	1,034 (108.8)	1,050 (80.8)
干	綿	32,55 ^俵 (3.1)	45.2 (4.8)	60.8 (4.7)	56.0 (5.9)	54.7 (4.2)
灰	綿	13,114 ^俵 (1,249.0)	7,976 (854.6)	13,417.5 (1,032.1)	1,611.5 (169.6)	628 (48.3)
布	綿	1,585.7 ^疋 (151.0)	495.4 (53.1)	868.8 (66.8)	157.3 (16.6)	157.2 (12.1)
布	藍	32,437 ^疋 (3,089.2)	20,221 (2,166.5)	28,812 (2,216.3)	20,040 (2,109.5)	28,965 (2,228.1)
玉	藍	1,531 ^貫 (145.8)	408.5 (43.8)	521.8 (40.1)	234 (24.6)	358 (27.5)
綿	綿	1,049.5 ^本 (100.0)	1,330 (142.5)	1,770 (136.2)	1,298 (136.6)	1,282 (98.6)
美	綿	89 ^斤 (6 ^匁)	12 ^匁 (40 ^斤)	90 ^斤	1 ^匁	(20 ^斤) ^λ 6 ^匁
た	ぼこ	3,303 ^斤 (314.6)	1,390 (148.9)	2,325 (178.8)	4,240 (446.3)	1,690 (130.0)
木	地	16,134 ^俵 (1,536.6)	54,858 (5,877.6)	120,090 (9,237.7)	22,020 (2,317.9)	—
大	豆	408,09 ^石 (41.3)	270.96 (29.0)	286.5 (22.0)	230.37 (24.2)	156.51 (12.0)
麦	噌	710,81 ^石 (81.0)	288.15 (28.7)	422.8 (32.5)	374.18 (39.4)	616.86 (47.5)
味	噌	6,822 ^匁 (649.7)	5,245 (562.0)	4,530 (348.5)	4,720 (496.8)	4,555 (350.4)
酒	酒	128,85 ^石 (12.3)	96.75 (10.4)	84.65 (6.5)	45.85 (3.5)	9.25 (0.7)
塩	塩	415,45 ^石 (39.6)	4,586.28 (491.4)	693.73 (53.4)	772.9 (81.4)	792.22 (60.9)
胡	麻	195,57 ^石 (約 19)	243,698 (26.1)	299,59 (23.0)	139.17 (14.6)	162.34 (12.5)
家	木		36.5 ^俵	61 (角)337 ^俵		
宮	木		3 ^俵	116		
鞘	木	170.5 ^俵	36	45	2,914	
補	木		117.5 ^俵			
黒	保	183 ^丸 14 ^匁		9	1	

(注) 元禄5年は下松・富田3浦が2月から同6年正月まで、徳山浦が2〜7月の統計、元禄9年は徳山・達石浦が2〜12月、富田3浦が8〜12月の統計、富海浦はなし、元禄11年は、富田3浦が正月のみ、富海浦は翌12年正月までを含む、元禄12年は富田3浦・富海浦なし。

大坂市場

表14は、「大坂奉書控」に現われる大坂における米と紙の相場を伝える記事を拾い出したものである。ただし、元禄三年は大いに省略を行ってその記事たるや実におびただしいものがある。宝永・正徳期には動向をこまめに記すことは行われておらず、とりわけ米に関する記事は影を潜めている。なお、米の二俵半は一石に当る。また、表1と比較してみると、徳山と大坂との間にはほとんど差異の認められないことが判る。したがって、表1の空白をこれで補えることになる。

この大坂市場の動向を伝え続けた大坂蔵屋敷、つまり大坂米銀方の収支状況が表15のように「御蔵本日記」で把握される。元禄十三年分のみ明細が判明する。売米高は二五七貫四八一・七六匁で一〇〇目当りに直すと一・六一四石になる。紙の売上げ高は、須万紙で二二九貫五五九・一八匁、五ヶ村紙で九九貫九二・九三匁。支出の第一位は四六九貫六六五・四五匁の借銀返弁高、第二位が三二一貫九二・七五匁の同十三年十月から翌年十月まで十三ヶ月分の江戸仕送りである（十三年十二月十四日の記事）。

「元禄三年分須万紙運送留帳」は、三年十月三日から翌四年五月三日まで計一九番船、四四二八丸、「元禄四年分御運送米留帳」は、四年九月十五日から翌五年二月朔日まで総計二六番船、四〇八七・二四三石と各々記す。

表14 大坂における米紙相場

年	月 日	事 項
元 禄 3	正. 3	須万紙 3 匁引で909丸売払
	正. 16	須万紙 4 割の内 3 匁引で売払
	2. 10	「紙直段下直之由、米直段は次第高直ニ相成」
	2. 24	「今年ハ紙出来能少は高直ニも売申之由、并八木直段以之外高直ニ相成」、残356俵は 2 俵半=50目で売払
	5. 7	「紙米直段…下直一円買手無之由苦々敷存候」
	11. 13	「米下直之由苦々鋪存候、就夫此御方御米売払も延引」
	11. 26	2 俵半=40.8匁、「上方米諸御大名方御売払米多直段下直之由…江戸之米直段之儀令承知何国も下直之儀ニ候」
	11. 28	「米直段儀…少直段も上り申之由」
	12. 28	「須万紙上着に付内証御開合候廻下直ニ申相候通氣之毒ニ存候」「米下直之由…御米買候ても御蔵ニ差置候付御蔵詰り、須万五ヶ村紙上着候得ハ入置候所無之、借蔵も無之ニ付御台所辺御入置可有之由尤ニ存候」
	12. 29	須万紙600丸、4 割付 7 匁引で売払
元 禄 5	2. 24	「米直段近々能」「紙氣の毒」
	4. 19	米紙直段下直
	6. 28	米段々下直、売払困難
	7. 19	2 俵半=41.5匁で少し売払
	10. 28	運送米 1・3 番船着、200俵を 2 俵半=44匁で売払
	11. 19	米直段高直
12. 26	米直段不変、「紙は景氣能有之」	
元 禄 6	正. 14	須万紙（5 番船）219丸、4 割付 4 匁引で売払 五ヶ村紙101丸、4 割付 2 匁引で売払
	2. 26	紙直段不宜
	2. 27	五ヶ村紙 4 割付 4 匁引で売払
	4. 16	米紙直段下直
	11. 27	運送米（13番船）2 俵半=42匁余で追々売払
	12. 10	運送米（18番船）2 俵半=42匁で売払
	極. 27	「紙景氣悪鋪苦々敷」
元 禄 9	正. 20	紙直段よし、米愈々高直 2 俵半=57匁 7～8分
	4. 14	紙直段よし、殊の外よし
	6. 14	紙頃日景氣よからず
	7. 27	須万紙1,000丸余売れ残り
	8. 5	「大坂米高直ニ付段々御詮議有之米置候町人余多御預ケの由」
	9. 7	須万・五ヶ村紙1,075丸、3 匁差で売払
	11. 7	米下直
	11. 27	米相場景氣よし、2 俵半=52.3匁
	12. 21	米高直、2 俵半=63匁で売払
12. 23	米段々高直、2 俵半=64.5匁で売払	
12. 27	米段々高直、2 俵半=66匁で売払、須万紙 4 割11匁差で売払	
元 禄 12	4. 5	紙少し不景氣
	4. 24	須万紙 1 匁上で 4 割23匁差、五ヶ村紙25匁差、「(紙) 段々直段能」
	6. 4	須万紙、不景氣で直極めも不能
	6. 29	須万紙945丸、19匁差で売払
	7. 18	米・紙とも直段よし
	10. 24	米400俵、80目で売払
11. 9	「米直段日別少々宛之高下有之」、250俵を79匁で売払	

元禄	11, 18	米少々下直、78.5匁で売払
	11, 19	2,400俵、79匁で売払
	11, 29	米少々下直、200俵を77.5匁で売払、替米300俵は77匁
	正, 14	須万紙700丸余、4割22匁差で売払、直段よし
	2, 16	「紙之景気弥能」
	3, 8	「紙直段両蔵本久々心遣仕年内初売出より五匁上ケニして都合四わり廿七匁指シ、五ヶ村紙四わり廿九匁指ニして埒明」 米少々下直、替米125俵を75.5匁で売払
	3, 23	125俵76匁、替米172俵75匁
	7, 10	須万紙550丸4割22匁差、五ヶ村紙150丸4割24匁差
	8, 19	「紙売払之儀尔今不埒」
	9, 8	「半紙景気頃日能」
	10, 20	紙段々不景気
	11, 7	米次第二高直
12, 25	「米直段頃は銀子つまり候て少々下直」 紙4割20目差	
宝永2	6, 15	「紙直段不景気之由氣之毒」
宝永4	2, 23	紙直段、段々よし
	5, 3	須万・五ヶ村紙1,800丸余、2匁引で売払
	7, 13	残紙直段4匁上ケで売払、「殊之外直段能」
宝永5	8, 3	宝永3年分五ヶ村紙(1~4番船603丸) 差銀12貫536.37匁(20.79匁/丸) " (5~8番船791丸) 差銀14貫878.71匁(18.81匁/丸)
	8, 18	宝永4年分須万紙(1~9番船2,186丸) 差銀49貫720目(22.74匁/丸) " (10~15番船1,571丸) 差銀31貫420目(20匁/丸)
	8, 23	" 五ヶ村紙(1・2番船173丸) 差銀4貫325匁(25匁/丸) " (3~6番船767丸) 差銀21貫709匁(28.3匁/丸) " (7~9番船500丸) 差銀11貫(22匁/丸)
	9, 15	宝永5年分須万紙(8~14番船2,069丸) 差銀57貫848匁(27.96匁/丸)
宝永6	10, 17	" 五ヶ村紙(4~8番船1,079丸) 差銀31貫986.9匁(29.64匁/丸)
	宝永7	8, 3
正徳元	正, 13	須万紙680丸直組埒明、12月24日蔵出、直段高直
	8, 3	宝永7年分五ヶ村紙(1番船93丸) 差銀4貫511.43匁(48.51匁/丸) " (2~6番船903丸) 差銀31貫288.95匁(34.65匁/丸)
正徳2	2, 23	須万・五ヶ村紙直組埒明
正徳4	正, 7	須万紙直段よく埒明
	6, 23	須万・五ヶ村紙売残分5月朔日蔵出、直段よし
正徳5	3, 23	紙1,300丸余、3月5日首尾よく売払
	6, 13	須万・五ヶ村紙、太体不景気のところ直段よし
	8, 23	正徳4年分五ヶ村紙(1~5番船618丸) 差銀50貫676匁(82匁/丸) " 須万紙(1~3番船979丸) 差銀67貫551匁(69匁/丸) " (4~7番船742丸) 差銀59貫360目(80匁/丸) " (8~18番船1,682丸) 差銀117貫740目(70匁/丸)
	9, 13	" 五ヶ村紙(6~10番船959丸) 差銀69貫48匁(72匁/丸)

表15-1 大坂米銀方算用(米)

期 間	諸		計	売 米	私		計	差 引
	運送米	先物残り			賣米・取次・蔵出・俵米等	計		
元禄13年10月 ~元禄14年9月	4,432.65	14,059.5	4,446.7095	4,155.444	283.1405	4,438.5845	8.125	
元禄16年10月 ~宝永元年9月	—	—	4,608.3278	4,304.8025	280.6978	4,585.5003	22.8275	
宝永2年7月 ~宝永3年6月	4,985.6775	13,244	4,998.9215	3,803.78余	294.585	4,098.63余	900.55余	
宝永3年9月 ~宝永4年9月	4,685.363	8,447.5	4,696.9135 (左の外差手米3石余)	4,398.46	288.5118	4,686.9718	9.51*	
宝永4年10月 ~宝永5年9月	4,377.665	9.51	4,387.175	4,070.525	202.9945	4,373.5195	13.6555	
宝永5年9月 ~宝永6年9月	4,512.685	13.6555	4,526.3405	4,185.045	327.7085	4,512.7535	13.587	
宝永7年9月14日 ~正徳元年10月14日	3,710.95	(10.4505)	3,765.2005 (左の外差手米1石4匁)	3,425.266	339.9345	3,765.2005	0	

(注) ※は差引不合

単位：石

表15-2 大坂米銀方算用(銀)

期 間	諸		差 引
	諸	私	
元禄13年10月 ~元禄14年9月	1,060,131.27	1,060,089.49	41.78
元禄14年10月 ~元禄15年閏8月	1,221,808.9	1,221,507.6	301.3
元禄16年10月 ~宝永元年9月	1,115,441.81	1,115,431.42	10.45*
宝永3年9月 ~宝永4年9月	1,613,222.95	1,613,142.45	80.5
宝永4年10月 ~宝永5年9月	1,294,159.79	1,294,101.76	58.03
宝永5年9月 ~宝永6年9月	1,302,632.17	1,549,406.2	-246,774.03
宝永7年9月14日 ~正徳元年10月14日	1,389,522.44	1,388,103.8	1,418.64

(注) ※は差引不合

単位：匁

〔注〕

- ① 『山口県地方史研究』第62号（一九八九年十月）
- ② 元禄期（元〜十六年）で二九%、宝永期（元〜七年）で三二%、正徳期（元〜四年）で三五%、総じて凡そ三〇%にとどまる。なお、正徳六（享保元）年正月、徳山藩は改易されている。復興は享保四年五月。
- ③ 元賢は同月二十一日に若冠二十一歳で没している。
- ④ 「御手紙控」元禄八年十二月十五日の条に、水村久兵衛ほか一名が急用早飛脚として一日限りを条件として、同十二月四日亥の刻に江戸を発し、十四日未の刻に着徳、一日目を切ったとして銀四〇目の褒美を与えたことが見える。また、同四年正月二十一日の条には、下松の火事の注進に江戸へ派遣された甚介と又十郎の兩人飛脚が一二日限りという指示の下、前年十二月七日子の刻出立、同十九日申の中刻に到着したことに對し銀二〇目の褒美を下した旨の記事がある。さらに「逸史」によれば、宝永四年十月、在府中の萩藩

主毛利吉広の病氣見舞に使者片岡番五郎が、陸道中一日限りとして十五日に派遣されたが、二十三日には着府という快拳を果たした例があり、「八日二時之時廻シ之由、東路之内にて遅々手形之前九時余有之、川水之故也、指引候へは七日五時二着、前代未聞早使也」と付記される。

- ⑤ 「御蔵本日記」や「大坂奉書控」には飛脚発着の記事がまめに書留められている。それを窺うと、徳山・大坂間の海路から陸路への移向は元禄十四年ころのようである。それでも通常のものには船に頼るのが主流であったが、長崎と大坂・江戸間の情報と荷物の往来が肥大化し常態化することにより、状箱などは元禄十六年ころよりこの長崎陸便に託されるようになっていた。

- ⑥ 正徳三年十一月の覚（萬御書出控）にこう記される。「紙方御米直段、承応之比銀百目二付三石六斗余、万治年中三石壹斗余、寛文之始式石九斗替ニ御定段々時節相応を以被仰付候（中略）以来元禄年中迄も世上之惣（相）場過分之違無之候（中略）然は宝永正徳二至諸色高直、別而米紙直段高直

地屋の存在が確認される。

二付：莫太之御損失相見候」として、銀一〇〇目当り米一石一斗までの高値の場合は五割下げ、一石二斗から一石五斗まででは三割下げ、一石六斗から一石七斗まででは二割下げ、それより安値の場合は相場通りという措置が講じられている。

- ⑦ 拙文「徳山遠石の祭市と芝居興行——近世中期、地方小都市の社会——」（『山口県史研究』第三号、一九九五年三月）五八・五九頁に既報しているが、その後得られた新たなデータを織込んだ。

- ⑧ 元禄四年について、七月のこと三代藩主元次の初入部祝いととして、諸村諸町へ錢九二七貫六〇〇文（銀にして一一貫一三一匁二分）の鳥目が配られた事実がある。

- ⑨ 金谷匠人氏「防長の木地屋の足跡」（『山口県史研究』第二号、一九九四年）は、杉本壽「木地師支配制度の研究」（ミネルヴァ書房、一九七二年）から防長における木地屋の居住地が現在の鹿野町・錦町・徳地町に集中していることを指摘し、元禄七年段階で徳地村木地屋と徳地の内なめら山に木